

家庭用生活害虫防除剤の自主基準

改定：平成 20 年 8 月 1 日

生活害虫防除剤協議会

I . 改定の記録

制定：平成元年3月1日

実施：平成2年10月1日

改定：平成12年10月26日改定

実施：平成12年11月15日

IV. 附則2 製品基準第4条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」について改定

改定：平成14年11月13日改定

実施：平成15年4月1日

製品基準第3条、第4条、第5条の一部及びIV. 附則を附則A、附則Bとする改定

改定：平成19年7月12日改定

実施：平成19年10月1日

化審法改正に伴い、製品基準第3条の一部及びIV-1. 附則A 1. 1) (1)
並びに2) 有効性の評価の見直

改定：平成20年8月1日改定

IV-3. 附則C「エアゾール殺虫剤の安全な使用方法に関する事項」を追加

II. 製品基準

[目的]

第1条 本基準は、保健衛生上の見地から、一般消費者の生活の用に供される家庭用生活害虫防除剤の成分の種類と含量、効能及び表示等についての基準を定め、製品の安全性等の品質を確保し、国民の健康の保持に資することを目的とする。

[定義]

第2条 生活害虫防除剤とは、薬事法、農薬取締法の適用対象外製品であって、家庭用に販売される生活害虫防除を目的とした殺虫、忌避及び防虫等に用いられる薬剤をいう。なお、紙・シート等に薬剤を処理し上記と同様の目的を主たる用途とする製品もこれに含まれるものとする。

2. 生活害虫とは刺咬、不潔感など人に不快感を与えるいわゆる不快害虫の総称であり、さらにシロアリ、キクイムシ等の木材害虫、イガ等の衣料害虫や昆虫以外のムカデ、ダンゴムシ、ナメクジ等の家庭内における防除対象小動物もこれに含まれるものとする。

[製品の基準]

第3条 生活害虫防除剤は、品質等が以下の基準に適合しているものでなければならない。

1) 製品に使用する成分は、天然物及びその抽出物（化学反応を伴わない抽出によるもの）を除いて「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく既存化学物質名簿に記載されている物質（いわゆる既存化学物質もしくは新規告示物質）同法第3条1項に基づき届出を行い所管大臣の判定を受けた、又は製造（輸入）を予定する年度内の製造（輸入）予定数量が政令で定める数量以下であることにに基づき確認を受けた化学物質（新規判定済み化学物質又は低生産量もしくは少量新規化学物質）でなくてはならない。

2) 製品は、薬事法第44条第1項に規定する毒薬、又は同条第2項に規定する劇薬に相当するものであってはならない。又、毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物、又は同条第2項に規定する劇物であってはならない

3) 製品は、その安全性、有効性及び安定性等の品質が評価されたものでなければならない。この評価の基準はIV.附則に定める。

[安全性等の品質の確認責任者]

第4条 前条の適合性は責任者によって確認されていなければならない。

[容器等への表示]

第5条 製品は、その直接の容器、直接の被包又は外包装に次の各号に掲げる事項が掲載されていなければならない。

1. 生活害虫防除剤に関する事項

1) 製品に実質的に責任を有する製造業者等の氏名又は名称及び住所。

2) 製品名。

3) 製造番号又は記号。

4) 内容量。

5) 有効成分の名称、

薬事法上、農薬取締法上一般的名称のあるものにあってはその一般的名称、ないものにあっては通称又は略称を用いること。

6) 使用方法。

7) 適用害虫。

明示する害虫は本基準・附則に従った効力試験により有効性が確認されたものであること。また、全て虫名で表示すること。

8) 使用、取扱及び保管等に関する注意事項。

9) 各種関連法令等に基づく注意事項。

10) 予見される事故等に関する適切な指示又は警告。

11) 製品登録マーク

2. 附加効用に関する事項

生活害虫防除を主たる目的とした製品であって、これに防湿、防カビ等の効用を附加した製品においては、生活害虫防除に関して本基準を遵守することは勿論であるが、附加効用に関しても自らその安全性、有効性及び安定性を確認し、その効用に関連する製品の業界における基準を遵守して自己の責任で有効成分等の表示をしなければならない。

3. 記載禁止事項

1) 製品の記載事項及び添付文書において、虚偽、若しくは誤解を招く恐れのある事項、本条各項に定める基準に適合しない適用害虫、又は保健衛生上危険がある使用方法を記載しないこと。

(2)

2) 適用害虫の表示は「・・その他不快害虫、・・などの各種の不快害虫、・・をはじめ広範囲な不快害虫」等の表示はしないこと。

- 付 則： 1. 本製品基準は平成14年11月13日、改定されたものであり、
平成15年4月1日より実施する。
2. 本製品基準は平成19年7月12日、改正されたものであり、
平成19年10月1日より実施する。

III. 製造基準

[目的]

第1条 本基準は、保健衛生上の見地から、一般消費者の生活の用に供される家庭用生活害虫防除剤の製造にあたっての基準を定め、製品の安全性等の品質を確保し、国民の健康の保持に資することを目的とする。

[基準]

第2条 生活害虫防除剤の製造にあたっては、次の三つの要點を満たすよう努めなければならない。

1. 人為的誤りの防止
2. 汚染及び品質低下の防止
3. 品質の保証

このために、次の諸点に留意する事が望ましい。

(1) 構造設備面に関すること。

- ア 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料、器具等を所定の場所に整理できるよう、十分な広さを持つこと。
- イ ちり、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。
- ウ 作業室や機械設備が、製造工程の順序に従って合理的に配置されていること。
- エ 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。

(2) 管理面に関すること。

- ア 製造部門と品質管理部門を設けて責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- イ 製造の仕様書（作業手順書を含む）を設定し、これに沿って作業を行うこと。又製造段階で製造に使用中の主要な機械・容器等に取り扱っている製品の品名・製造番号又は記号を表示すること。
- ウ ロットの追跡が行えるよう作業を行い、その記録を整理すること。
 - a) 各作業工程、例えば秤量、原材料の受取等の際に十分なチェックを行うこと。
 - b) 製造工程の最終段階で品質チェックを行うこと。

- エ 設備、器具等を定期的に点検整備すること。
- オ 作業員に対する教育及び訓練を十分に行うこと。又、係員以外の作業室への立ち入りを制限すること。
- カ 試験実施計画を作り、計画的に品質管理のための試験・研究を行うこと。
- キ 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を適当な条件で3年間保存すること。
- ク 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。
- ケ 記録を整備し、5年間保管すること。
- コ 製造を委託するにあたっては、委託者が製造・製品についての責任を持ち、検体・記録の保管責任にもあたること。

IV. 附 則

IV-1. 附 則A:[殺虫剤・忌避剤に関する事項]

1. 安全性、有効性及び安定性等の品質に関する基準

製品基準第3条3)における殺虫剤・忌避剤の安全性、有効性及び安定性の評価は以下による、

1) 安全性の確認

安全性の評価は以下のいずれかによる。

(1) 製品は、使用される有効成分及びその含量並びに用法・用量、使用方法等が、薬事法・農薬取締法に基づいて殺虫剤として既に承認・登録された範囲内にあること。

(2) 薬事法既承認有効成分又は農薬取締法既登録有効成分を含む製品に関しては、医薬品製造指針記載の殺虫・殺菌消毒の承認申請に際し添付すべき資料の区分及び「医薬品毒性試験法ガイドライン」等に基づいて試験が実施され、その安全性が評価されたものであること。

ただし、有効成分の安全性、製品の剤型、使用方法等から製品の安全性について十分に推測できる場合はこの限りでない。

(3) 薬事法あるいは農薬取締法により承認又は登録の取得がされていない有効成分及びそれを含む製品は以下による。

① 有効成分に関しては、医薬品製造指針記載の新殺虫・殺菌消毒主剤の承認申請に際し添付すべき資料の区分及び「医薬品毒性試験法ガイドライン」等に基づいて試験が実施され、その安全性が評価されたものであること。この試験及び安全性評価の客観性を確保するため、求めに応じて試験結果及び安全性評価結果を開示すること。

ただし、製品の剤型、使用方法等から製品の安全性について十分に推測できる根拠を示して、当該試験の一部を省略することができる。

② 製品に関しては、前項(2)による。

2) 有効性の評価

次表の分類に従い、各分類中のいずれかの供試虫により評価した場合、それらの供試虫群に対応する供試虫を適用害虫とすることができます。

なお、次表に掲げられていない生活害虫を適用害虫とする場合には、その生活害虫により評価した場合に限り適用害虫とすることができます。

また、慣用的な名称の供試虫については、相応虫の効力試験に供するものとする。

効力試験の供試虫群

供 試 虫 群	供 試 虫
1	クロアリ、アカアリ、イエヒメアリ、アリガタバチ
2	ダンゴムシ、ワラジムシ、ヤスデ、ゲジ、ムカデ
3	ヒラタキクイムシ、ナガシンクイ、シバンムシ
4	ユスリカ、チョウバエ、ヨコバイ
5	ナメクジ、カタツムリ
6	クモ、ケムシ、ガ
7	チャタテムシ、カメムシ、ハサミムシ、ゴミムシ
8	ブユ、アブ

3) 安定性の評価

流通期間を考慮して、製品の安定性の確認を行うものとする。

- ① 長期保存試験（室温）
- ② 苛酷試験（包装形態等に応じて光・湿度等の条件を考慮する）
- ③ 加速試験（40℃）

2. 製品基準第5条1項8号の「使用、取扱及び保管等に関する注意事項」

製品個装に記載する使用、取扱及び保管等に関する注意事項は原則として次の通りとする。但し、包装単位上等の理由で全文記載が不可能な場合には簡略化することができる。

1) 各剤型に共通した使用上の注意

(1) 使用に際して、次のことにご注意ください。

- ① 使用前に必ずラベルを読み、十分理解した上で使用してください。
- ② 目的とする効能、効果にそって定められた用法、用量を厳守して使用してください。間違った使い方をすると、効力不足や健康を害することがあります。

- ③ アレルギー症状やかぶれを起こしやすい人、喘息の症状がある人、病人、妊婦、乳幼児等がいる場所では使用しないでください。
- ④ 環境を汚染しないために乱用は避けてください。又井戸、地下水等の水質を汚染するおそれのある場所、蜜蜂、蚕、魚や水棲動物等に被害を及ぼすおそれのある場所では使用しないでください。
- ⑤ 食品、食器、飼料、おもちゃ、寝具、衣類、愛玩動物、観賞魚、観賞植物、貴重品、美術品、楽器、電気製品等はあらかじめ他へ移すか、薬剤がかからないようにしてください。

(2) 使用中、使用後は、次のことにご注意ください。

- ① なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないように注意してください。なお、必要に応じて使用後は換気を行ってください。
- ② 使用した後、あるいは皮膚に付いたときは、石けんと水でよく洗い、水うがいをしてください。なお、目に入った場合は、直ちに水でよく洗い流してください。
- ③ 万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合や薬剤の使用により、身体に異常が起きた場合は、直ちに、本剤の製品名、成分名を告げて、医師の診療を受けてください。
- ④ 薬剤の散布中は喫煙、飲食等はしないでください。

(3) 保管には、次のことにご注意ください。

- ① 食品、食器、飼料等と区別し、子供の手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所で保管してください。
- ② 使用後残った薬剤は必ず保管場所にもどし、栓は確実に締めつけてください。

(4) その他

- ① 使用済み容器等は他に転用しないでください。
- ② 残った薬剤を他の容器に入れ替えないでください。

2) 剤型により特に注意する事項

(1) 油剤及び乳剤に共通で注意する事項

- ① 塗装面、プラスチックス、金属等の中には、薬剤によって侵されやすいものがあります。また、植物にかかると枯れことがありますので注意してください。
- ② 引火性があるので、火気に注意してください。

(2) 乳剤で特に注意する事項

- ① 他の薬剤と混合しないでください。
- ② 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを利用しないでください。
- ③ 希釈の際は、手で直接かき混ぜないでください。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石けん液等の混入をしないでください。
- ④ 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直射日光の下に放置しないでください。

(3) 水和剤で特に注意する事項

- ① 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを利用しないでください。
- ② 希釈に当たっては、初め少量の水でよく混せてから、残量の水を加えて懸濁液にしてください。この際、手で直接かき混ぜるようなことはしないでください。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石けん液等の混入を防いでください。
- ③ 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直射日光の下に放置しないでください。
- ④ 噴霧中は、時々液をかき混ぜるか又は振り動かして均質な懸濁性を保つようにしてください。

(4) エアゾール剤で特に注意する事項

- ① 人体に使用しないでください。
- ② 塗装面やプラスチックスの中には、薬剤によって侵されやすいものがあるから注意してください。
- ③ 直射日光を避け、涼しい場所で子供の手の届かないところに保管してください。
- ④ 暖房器具（ファンヒーター等）の周囲は、温度が上り破裂する危険があるので置かないでください。
- ⑤ 缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないでください。
- ⑥ 捨てるときは、火気のない通気性のある屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを抜いて捨ててください。

IV. 附 則

IV-2. 附 則B : [纖維製品防虫剤に関する事項]

1. 安全性、有効性及び安定性等の品質に関する基準

製品基準第3条3)における纖維製品防虫剤の安全性、有効性及び安定性の評価は以下による。

1) 安全性の評価

使用条件等を十分考慮して、製品の安全性の評価を行うものとする。

- ① 急性毒性試験（経口）
- ② 急性毒性試験（経皮）
- ③ その他必要に応じて、皮膚刺激性試験、眼粘膜刺激性試験等の各種試験を実施すること。

ただし、有効成分の安全性等から製品の安全性について十分に推測できる場合はこの限りでない。

2) 有効性の評価

次表分類中のいずれかの供試虫により評価した場合、それらの供試虫群に対応する供試虫を適用害虫とすることができます。

なお、次表に掲げられていない生活害虫を適用害虫とする場合には、その生活害虫により評価した場合に限り適用害虫とすることができます。

効力試験の供試虫群

供 試 虫 群	供 試 虫
1	カツオブシムシ、ヒメマルカツオブシムシ
2	イガ、コイガ

3) 安定性の評価

流通期間を考慮して、製品の安定性の評価を行うものとする。

- ① 長期保存試験（室温）
- ② 苛酷試験（包装形態等に応じて光・湿度等の条件を考慮する）
- ③ 加速試験（40℃）

2. 製品基準第5条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」

製品個装に記載する使用・取扱及び保管等に関する注意事項は原則として次の通りとする。但し、包装単位上等の理由で全文記載が不可能な場合は簡略化することができる。

防虫剤について注意する事項

防虫剤公正取引協議会「防虫剤の表示に関する公正競争規約、施行規則、実施細則」を遵守すること。

IV. 附 則

IV-3. 附 則C:[エアゾール殺虫剤の安全な使用方法に関する事項]

製品基準第3条3)における殺虫剤・忌避剤の安全性、有効性及び安定性の評価のIV-1附則Aに加え、エアゾール殺虫剤の安全性評価基準は以下による。

1. エアゾール殺虫剤の安全性評価基準

エアゾール製品を下表の評価項目の2つの項目で評価し、製品のリスクを区分1、2、3の3段階に分類する。

リスク区分 1)	評価項目	
	火炎長 2)	爆発性 3)
区分 1	45 cm未満	150秒以上
区分 2	45 cm以上	20秒以上～ 150秒未満
区分 3	45 cm以上	20秒未満

1) リスクは区分1より区分3が高い。

リスク区分の分類において、2つの評価項目のリスク区分が齟齬する場合は、リスクの高い項目により製品を区分する。

2) (旧)高圧ガス取締法に規定された方法による。

3) 1 m³の爆発下限界に達する噴射時間(秒)。

計算により求める(計算法は、別紙1参照)。

(別紙 1)

単位容積(1m³)が爆発下限濃度に到達するまでの噴射時間(秒)の計算例

①製品仕様例

原液	(灯油ベース)	40
噴射剤	LPG(プロパン/ブタン=20/80)	60
100 wt%		

噴射量(g/10秒) : 20g

②気化性引火物の物性

	分子量	爆発下限値(%)
プロパン	44.1	2.1
ブタン	58.1	1.8

③噴射量中の気化性引火物の割合 (灯油は常温では気化しないので除外)

$$20.0 \times 0.6 = 12.0 \text{ (g/10秒)}$$

④噴射量中のプロパンとブタンのモル数

		モル分率
プロパン	$12.0 \times 0.2 / 44.1 =$	0.0544mol/10秒 24.70%
ブタン	$12.0 \times 0.8 / 58.1 =$	0.1652mol/10秒 75.20%
		0.2196mol/10秒

⑤気化性引火物(混合物)の爆発下限値 L(%)の計算

$$100 / L = 24.7 / 2.1 + 75.2 / 1.8 \text{ より}$$

$$L = 1.87\%$$

⑥気体1mol 25°Cの体積

$$24.45L$$

⑦噴射10秒間で噴射される気化性引火物の体積(25°C)

$$24.45 \times (0.0544 + 0.1652) = 5.37L$$

⑧噴射10秒間で噴射された気化性引火物が爆発下限濃度に均一拡散した時の体積

$$5.37 / 0.0187 = 287.2 \text{ L/10秒}$$

⑨単位体積(1m³)が爆発下限濃度に到達する噴射時間(秒)

$$10 \times 1000 / 287.2 = 34.8 \text{ 秒}$$

<気化性引火物の爆発下限値(vol%)>

	MW	爆発下限値 vol%
イソペンタン	72.2	1.4
ブタン	58.1	1.8
プロパン	44.1	2.1
DME	46.1	3.4
エチルアルコール	46.1	3.3

2. 製品基準第5条1項8号の「使用、取扱及び保管等に関する注意事項」
 製品個装に記載する使用、取扱及び保管等に関する注意事項のIV-1.
 附則A 2. 2) - (4) に加え、IV-3. 附則C 1. リスク区分に
 従って、下記の追加注意表記及び絵表示を製品に表示する。

リスク区分	表示	
	追加注意表記	絵表示
区分1	なし	D
区分2	A、B	D、E、F
区分3	C	D、E

追加注意表記：

A：○○秒以上連続噴射しない

(計算値に基づき、10秒単位で切り捨て表記する。)

B：換気すること

C：屋外専用 (赤地に白抜き文字で表記する。下記、例)

屋外専用

表示の文字の大きさは企業の判断によるものとするが、
 通常の範囲で識別可能なものとすること。

絵表示：(D、Eの絵表示は赤、黒の二色で表示する)

D：ファンヒータの近くにエアゾール殺虫剤を置いてはいけないという表示



E：炎(火源)に向かって噴射してはいけないという表示



F : 換気の勧行の表示



必ず換気

絵表示D、E、Fの大きさは企業の判断によるものとするが、通常の範囲で識別可能なものとすること。

3. 表示の記載場所

容器に直接記載する。

4. 運用

- ① 平成20年から順次改版を行い、以降の新規製造分より実施する。
平成22年製造分までに全面実施する。
- ② 絵表示は日本家庭用殺虫剤工業会で作成した原案を各社が使用するものとする。
- ③ 区分2に該当するもので、屋外のみで使用する製品は、B及びFを省略することが出来る。

家庭用生活害虫防除剤の自主基準

目 次

I . 改定の記録	2
II . 製品基準	3
III . 製造基準	6
IV . 附則	
IV-1 . 附則A : [殺虫剤・忌避剤に関する事項]	8
1 . 安全性、有効性及び安定性等の品質に関する基準	
1) 安全性の評価	
2) 有効性の評価	
3) 安定性の評価	
2 . 製品基準第5条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」	
IV-2 . 附則B : [繊維製品防虫剤に関する事項]	13
1 . 安全性、有効性等の品質に関する基準	
1) 安全性の確認	
2) 有効性の評価	
3) 安定性の評価	
2 . 製品基準第5条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」	
IV-3 . 附則C : [エアゾール殺虫剤の安全な使用方法に関する事項]	14
1 . エアゾール殺虫剤の安全性評価基準	
2 . 製品基準第5条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」	